

議員就任の宣誓については、平成 31 年 3 月定例会において自治基本条例第 10 条を改正して、前回の初議会で実施された。実施に際しては、下記のとおり行なわれたが、今回の実施方法についてどのように行うか。また、文案については前回の内容を踏まえて事務局から示すものとしてどうか。

記

1. 宣誓をどこで（招集会議（初議会））で行うか。

前回→ 令和元年斜里町議会定例会 招集会議 本会議中

今回→

2. 宣誓のタイミング(本会議中？議事日程)

前回→ 仮議席の指定、会議録署名議員指名の後(議長選挙の前)に議員就任の宣誓と町長就任の宣誓を行う。議事日程には記載。

今回→

3. 宣誓の方法(誰が？全員？どの様に？)

前回→ 臨時議長が代表して演壇にて。議員は仮議席で起立する。

※臨時議長であっても議長のため、議長席から降壇すると一時的にも議長席が空席になるため、万が一、不規則発言や不測の事態が生じた時の対応ができない。

今回→

4. 町長の宣誓は？

前回→ 議員就任の宣誓の後、町長は演壇で宣誓を行う。（町長に申し入れる）

今回→

5. 議長の宣誓及び運営方針案は？

前回→ 議長は、議長選挙後に就任の宣言と運営基本方針の表明を行う。文案は議長候補者が用意した。

※議長就任の宣誓と、議会運営基本方針についても、臨時議長が議長となった場合に議長席を降壇することは好ましくないため、この場合は議長席のままで行なうことでよいのではないか。なお、臨時議長以外の議員が議長に就任した場合、演壇となるが、そもそも議長当選の告知を受けて承諾した時点で新議長が存在するため、議場内には議長が2人いることとなる。このため、承諾後に直ちに議長を交代して、新議長が議長席で宣誓と基本方針を述べるほうが良いのではないか。

課題：

(文案と方針は議員が用意、また、事務局でも一応準備しておく。)

今回→

6. 議員就任の宣誓文文案比較

前 回	今 回
<p>私は、町民の直接選挙により選ばれた、町民全体の代表者として、日本国憲法及び斜里町自治基本条例を遵守し、議会活動を通じて多様な町民意思を統合し、公平、公正かつ誠実に斜里町の政策意思の決定と行政執行の監視を行い、議会の責務を果たすことをここに宣誓します。</p> <p>令和元年五月十日 斜里町議会議員代表 ○ ○ ○ ○</p>	<p>私は、<u>町民全体の代表者であると同時に奉仕者として、町民福祉の向上に鑑み、日本国憲法及び斜里町自治基本条例を遵守し、議会活動を通じて多様な町民意思を尊重し、公平、公正かつ誠実に斜里町の政策意思の決定と行政執行の監視を行い、議会の責務を果たすことをここに宣誓します。</u></p> <p>令和五年五月二日 斜里町議会議員代表 ○ ○ ○ ○</p>

宣誓

私は、町民全体の代表者であると同時に奉仕者として、町民福祉の向上に鑑み、日本国憲法及び斜里町自治基本条例を遵守し、議会活動を通じて多様な町民意思を尊重し、公平、公正かつ誠実に斜里町の政策意思の決定と行政執行の監視を行い、議会の責務を果たすことをここに宣誓します。

令和五年五月二日

斜里町議会議員代表

読み原稿のみ

